



## （仮差押命令の対象）

しなければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができる。

## 第二十二条 仮差

2 執行の停止を得たが、又は既にした保全執行の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。

第三回 反乱分命々  
らない。

### 第三款 假处分命令

**第二十三条** 係争物に關する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときには、仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある確執関係について責務者に生ずる書面による

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、それの期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

**(仮処分解放金)**  
**第二十五条** 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもつてその行使の目的を達成することができるものであるときに限り、債権者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分の命令において定めることができる。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

して保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

して保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。

4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。

2

5

を、本案が労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第一条に規定する事件であるときは地方裁判所に対する労働審判手続の申立てを、本案に關し仲裁合意があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八百八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に関する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。

の事情があるときは、仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てる条件として仮処分命令を取り消すことができる。

い。 2 前項の特別の事情は、疎明しなければならない。

3 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。  
(保全異議の規定の準用等)

**第四十条** 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条规定の現

るときは、その裁判所も、これをすることがで  
きる。

**第四十二条** 保全命令を取り消す決定の効力の停止の裁判  
　　全抗告があつた場合において、原決定の取消し  
　　の原因となることが明らかな事情及びその命令  
　　の取消しにより償うことができない損害を生ずる  
　　おそれがあることにつき疎明があつたときに  
　　限り、抗告裁判所は、申立てにより、保全抗告  
　　についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ  
　　て、又は担保を立てるることを条件として保全

**(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)**  
**第四十五条** 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手續が調停の成立、労働審判（労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規

第一項及び第二項が、第三十一条の規定による。この規定によつて、保全取消しに関する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条第一項の規定による裁判については、この限りでない。

命令を取り消す決定の効力の停止を命ずること  
ができる。

第二項 第二十二条第一項から第三項まで、第三十九条第一項  
十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項  
第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第  
四十一条並びに第四十一条の規定は、保全執行に  
ついて準用する。

定による労働審判事件の終了を含む)、仲裁裁判所の決定又は責任裁判(公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む)によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を発した裁判所以外の本案の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を発した裁判所に存するときは、その裁判所も、これをすることができる。

### 第三章 保全執行に関する手続

#### 第一節 総則

##### (保全執行の要件)

**第四十七條** 民事執行法第四十三条第一項に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。）に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理制度により行う。これらの方針は、併用することができる。

第三項の規定は債務者が前項の場合に於て、本項の規定による請求の提起をしなかつた場合について、本項の規定は前項の本案の訴えが提起され、又は労働審判法第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされた後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項

(保全抗告)  
**第四十一条** 保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判（第三十三条（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による裁判を含む。）に対しても、その送達を受けた日から二週間の不变期間内に、保全抗告することができる。ただし、抗告裁判所が発した保全命令に対する保全異議の申立てについての裁判に対しては、この限りでない。

2 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これを送達してはならない。

3 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これをすることができる。  
(追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し)

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第百七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭と併せて、その事情を保全

**第三十八条** 前項において準用する場合を含む。の規定による決定について準用する。

3 2 し  
　原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保  
全抗告の理由の有無につけ判断しないで、事件  
を抗告裁判所に送付しなければならない。  
保全抗告についての裁判に対しては、更に抗

項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により担保を立てるのとを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があつたときは、債権者は、三十条第二項の規定によりてから期間内

等ではないかと金銭を預託するの事情を併せ  
執行裁判所に届け出なければならない。  
民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一  
項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五  
十四条の規定は返差押えの登記をする方法によ

2  
。前項の事情の変更は、疎明しなければならぬときは、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。

告をすることができない。

三十九条第一項の規定により起訴された期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日まで一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

る仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第九十三条から第九十三条の三まで、第九十四条から第一百四条まで、第一百六条並

第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第一項及び第三項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

条の規定は保全抗告に関する裁判について、民事訴訟法第三百四十九条の規定は保全抗告をすることができる裁判が確定した場合について準

提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならぬ。

**第三十九条** 特別の事情による保全取消し

5 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存す  
用する。

3 民事執行法第四十条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。

**第四十八条** 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶

るときは、その裁判所も、これをすることがで  
きる。

(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)



(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力)

**第六十一条** 前三条の規定は、第五十四条に規定する処分禁止の仮処分の効力について準用する。

(占有移転禁止の仮処分命令の効力)

**第六十二条** 占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、債務者は、本案の債務名義に基づき、次に掲げる者に対し、係争物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができる。

一 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたことを知つて当該係争物を占有した者

二 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後にその執行がされたことを知らぬで当該係争物について債務者の占有を承継した者

三 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたことを知つて当該係争物を占有した者

四 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係争物を占有した者は、その執行がされたことを知つて占有したものと推定する。

(執行文の付与に対する異議の申立ての理由)

占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係争物を占有した者は、その執行がされたことを知つて占有したものと推定する。

(執行文の付与に対する異議の申立ての理由)

前条第一項の本案の債務名義につき同項の債務者以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、債務者に对抗することができる。

(建物收去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の効力)

**第六十四条** 第五十五条第一項の処分禁止の登記がされたときは、債務者は、本案の債務名義に基づき、その登記がされた後に建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行をすることができる。

(詐害行為取消権を保全するための仮処分における解金に対する権利の行使)

**第六十五条** 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第一項の規定による詐害行為取消権を保全するための仮処分命令において定められた第二十五条第一項の金銭の額に相当する金銭が供託されたときは、同法第四百二十一条第一項の債務者は、供託金の還付を請求する権利(以下「還付請求権」という。)を取得する。この場合において、その還付請求権は、その仮処分の執行が第五十七条第一項の規定により取り消され、かつ、保全すべき権利につ

ての本案の判決が確定した後に、その仮処分の債務者が同法第四百二十四条第一項の債務者に対する債務名義によりその還付請求権に対し強制執行をするときに限り、これを行使することができる。

## 第五章 罰則

(公示書等損壊罪)

**第六十六条** 第五十二条第一項の規定によりその二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(陳述等拒絶の罪)

**第六十七条** 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第百六十八条の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

**四号** 抄 (平成一五年八月一日法律第三

(附則の適用に関する経過措置)

**十号** (平成一六年一月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十一号** (平成一六年二月三日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十二号** (平成一六年三月三日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十三号** (平成一六年四月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十四号** (平成一六年五月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十五号** (平成一六年六月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十六号** (平成一六年七月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十七号** (平成一六年八月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十八号** (平成一六年九月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十九号** (平成一六年十月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**二十号** (平成一六年十一月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**二十一号** (平成一六年十二月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**二十二号** (平成一七年一月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

**第三条** 4 この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件であつて本案の訴えが特許権等に関する訴えであるものの管轄については、な

お従前の例による。

**附則** (平成一五年八月一日法律第一

(施行期日)

**四号** 抄 (平成一六年六月一八日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**五号** (平成一六年七月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**六号** (平成一六年八月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**七号** (平成一六年九月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**八号** (平成一六年十月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**九号** (平成一六年十一月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十号** (平成一六年十二月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十一号** (平成一七年一月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十二号** (平成一七年二月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十三号** (平成一七年三月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十四号** (平成一七年四月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十五号** (平成一七年五月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十六号** (平成一七年六月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**十七号** (平成一七年七月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十八号** (平成一七年八月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百三十六条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附則** (平成一六年六月一八日法律第一

(施行期日)

**四号** 抄 (平成一六年七月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**五号** (平成一六年八月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**六号** (平成一六年九月一日法律第一

(附則の適用に関する経過措置)

**七号** (平成一六年十月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**八号** (平成一六年十一月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**九号** (平成一六年十二月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十号** (平成一七年一月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十一号** (平成一七年二月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十二号** (平成一七年三月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十三号** (平成一七年四月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十四号** (平成一七年五月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十五号** (平成一七年六月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十六号** (平成一七年七月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十七号** (平成一七年八月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十八号** (平成一七年九月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

**十九号** (平成一七年十月一日法律第一

(附則の適用に関する絏過措置)

めの関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げる。同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

(施行期日) 附號抄貝 (平成二三年五月二日法務第三六)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の民事保全法第十一条の規定は、二〇〇九年六月三十日まで

附則（平成二年五月一五日法律第五  
一条の規定は、この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件については、適用しない。

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から三号)

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七  
ら施行する。)

(施行期日) 四号抄  
法律は、公布の日以後起算（二二二）

**附則**（令和元年五月一七日法律第二百四十九条）この法律は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日) 号見抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
**一 対則第二一条の規定** 公布の日

（政令への委任）  
一 附則第二十条の規定 公布の日

法律の施行に關する経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する